

# 桜川市住宅リフォーム助成事業

桜川市では、消費の促進及び商工業の振興を目的として、市内の施工業者によって住宅のリフォームを行う方に対し、工事経費の一部について補助金を交付します。

※交付決定前に、工事発注済・完了済のものは対象になりません。

## ◇申請の受付

令和8年5月7日(木)～

※予算に達した時点で受付終了

## ◇補助金の額

対象経費の10%の額

※10万円を限度

## ◇補助金申請者

要件	
	・対象住宅に継続して3年以上住所を有している方
	・対象となる住宅の所有者
	・市税等を完納されている方
	・市より他の補助制度による助成を受けていない方
	・過去に当事業による補助を受けたことのない方

## ◇対象住宅

申請者が市内に所有する個人住宅で、併用住宅等の場合は個人住宅部分とし、違法建築でないものに限ります。

## ◇対象工事

令和8年12月31日(木)までに完了するリフォーム工事（修繕、改築、増築、模様替え、補修等）で、金額が税抜20万円以上の工事とします。

### 【手続きの流れ】

#### ①申請

#### ②交付決定

#### ③決定通知発送

#### ④工事着手



#### ⑤工事完了

#### ⑥実績報告

#### ⑦補助金交付 (口座振込)

#### ①申請に必要なもの（申請先：市役所商工観光課・真壁庁舎内）

- 住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 補助対象工事見積書の写し
- 住民票謄本（続柄、本籍省略可）
- 市税等納付状況確認承諾書（様式第2号）
- 固定資産評価証明書（建築物に係る部分）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し
- 工事着工前の現況写真
- 工事地への案内図
- 口座登録依頼書

#### ⑥実績報告の提出書類

- 住宅リフォーム助成事業補助金実績報告書（様式第6号）
- 業者からの工事請求書の写し
- 領収書の写し
- 写真（工事中及び完成後）
- 補助金請求書（様式第7号）